

## ○習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空地に雑草等が繁茂し、又は放置されていることにより、清潔な生活環境を保持することができず、事故又は犯罪の発生の原因となることに鑑み、雑草等を除去するために必要な事項を定めることにより、住民の生活の安定に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)空地 現に人が使用していない土地をいう。
- (2)雑草等 雑草、枯草又は樹木をいう。
- (3)所有者等 空地の所有者又は管理者をいう。
- (4)危険状態 雑草等が繁茂し、又は放置されていることにより、次のいずれかに該当する状態をいう。
  - ア 病虫害の発生又は廃棄物の投棄を誘発する不衛生な状態
  - イ 事故又は犯罪を誘発する状態

### (所有者等の義務)

第3条 空地の所有者等は、当該空地が危険状態にならないよう適正に管理しなければならない。

### (指導又は助言)

第4条 市長は、空地が危険状態にあり、又は危険状態になるおそれがあると認めるときは、所有者等に対し雑草等の除去に必要な指導又は助言をすることができる。

### (勧告)

第5条 市長は、前条の指導を受けた所有者等が当該指導に従わない場合において、空地が危険状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定め雑草等の除去に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第6条 市長は、前条の勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わない場合は、当該所有者等に対し、期限を定め雑草等の除去に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(代執行)

第7条 市長は、前条の命令を受けた所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(立入調査等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、空地に立ち入らせ、当該空地を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。